

(建築物等の定義)

**Q 6 建築物に該当するかどうかはどのように判断すればいいのか？**

建築基準法第2条第1号に規定する建築物に該当するものについては建築物として取り扱う。

建築基準法第2条

第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 建築物 土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの（これに類する構造のものを含む。）、これに附属する門若しくは塀、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物内に設ける事務所、店舗、興行場、倉庫その他これらに類する施設（鉄道及び軌道の線路敷地内の運転保安に関する施設並びに跨線橋、プラットホームの上家、貯蔵槽その他これらに類する施設を除く。）をいい、建築設備を含むものとする。

(以下略)

**Q 7 建築物以外の工作物とは何を指すのか？**

土木工作物、木材の加工又は取り付けによる工作物、コンクリートによる工作物、石材の加工又は積方による工作物、れんが・コンクリートブロック等による工作物、形鋼・鋼板等の加工又は組み立てによる工作物、機械器具の組み立て等による工作物及びこれらに準ずるものなどが該当する。

**Q 8 フェンスやブロック塀は建築物となるのか？**

建築物本体に付属するフェンスやブロック塀は建築物となるが、建築物本体に付属していないフェンスやブロック塀は建築物以外の工作物となる。

**Q 9 建築設備は建築物と考えるのか建築物以外の工作物と考えるのか？**

建築設備は建築基準法第2条第1号の建築物の定義において、「建築設備を含むものとする」とされているため、建築物として扱う必要がある。

**Q 10 水道管やガス管などは、建築設備と建築物以外の工作物の境界はどこになるのか？**

建築物の敷地内の部分については建築設備、敷地外の部分については建築物以外の工作物と考えればよい。

(解体工事の定義)

**Q 11 解体工事とは何を指すのか？**

① 建築物

建築物のうち、建築基準法施行令第1条第3号に定める構造耐力上主要な部分の全部又は一部を取り壊す工事。